一般財団法人日本建築防災協会	東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号	第五十九条第二号の二に掲げる区分	日本全域	東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
一般社団法人日本免震構造協会（平成十一年四月一日に社団法人日本免震構造協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都渋谷区神宮前二丁目三番十八号	第五十九条第二号の二及び第六号に掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都渋谷区神宮前二丁目三番十六号
一般社団法人日本膜構造協会	東京都中央区新富二丁目一番七号	第五十九条第二号の二、第六号、第十三号及び第十七号に掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都中央区新富二丁目一番七号
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（平成十年七月一日に財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターという名称で設立された法人をいう。）	東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号	第五十九条第二号の二、第六号、第十三号、第十七号及び第二十一号の二から第二十一号の四までに掲げる区分	日本全域	東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号
一般財団法人さいたま住宅検査センター（平成十二年三月十六日に財団法人さ	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号	第五十九条第二号の二に掲げる区分	埼玉県、東京都、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号

平成十六年十月十八日	平成十六年十二月二十四日	平成十九年二月二十六日	平成二十二年十二月二十日	平成二十五年一月十六日